

○箕面市特別業務地区建築条例

昭和四十八年十一月五日

条例第二十八号

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十九条第一項及び第六十条の規定に基づき、北部大阪都市計画特別用途地区(昭和四十八年箕面市告示第七十四号)として定める特別業務地区内における建築物の建築制限又は禁止及びこれらの制限に違反した者に対する罰則に関して必要な事項を定めることにより、業務機能集積地としての利便性と環境を維持しつつ、都市計画により地区計画が定められた区域内にあっては、地区特性に応じた都市機能集約を図り、魅力と活力ある地域の核づくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の定めるところによる。

(建築の制限)

第三条 特別業務地区内(特別業務地区内の三ヘクタール以上にわたり地区整備計画で建物用途の制限が定められた区域内の敷地を除く。)においては、法第四十八条第九項に規定するもののほか、別表に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が卸売業務の利便を害しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合はこの限りでない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第四条 法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について法第三条第二項の規定により引き続き前条の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準として、次の各号に定める範囲内に増築し、又は改築することができる。

- 一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項、第二項及び第七項並びに法第五十三条の規定に適合すること。
- 二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。
- 三 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

(罰則)

第五条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条又は前条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
 - 二 第三条又は前条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者)
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第一項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(略)

別表 特別業務地区内の建築制限

一	学校、図書館その他これらに類するもの
二	病院又は診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)
一三	箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和五十八年条例第二十九号)第二条第二項に規定するラブホテルホテル又は旅館
二四	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
三五	法別表第二(ち)項二号に係るもの キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
四六	ばちんこ屋
五七	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項第五号に係るもの
六六	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの
七九	ボーリング場、 スケート場又は水泳場
八〇	住宅及び共同住宅(事務所、卸売店舗その他これらに類する用途を含むもののうち規則で定めるものを除く。)
九一	畜舎(床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。)